

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本免第404号  
令和7年3月24日  
宮城県警察本部長

停止処分者講習実施要綱の改正について（通達）

停止処分者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。以下「講習」という。）については、「停止処分者講習実施要綱の一部改正について（通達）」（平成29年3月10日付け宮本運教第261号）により運用しているところであるが、停止処分者講習実施要綱について、別添のとおり改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 講習の効率的な運用を図るため、講習の実施方法等について、所要の改正を行った。
- (2) 要綱の細目事項について交通部長が別に定めることとした。
- (3) 文言等の整理を行った。

2 施行期日

令和7年3月24日

## 停止処分者講習実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習（以下「講習」という。）並びに講習を受講した者の法第90条第12項又は法第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮及び法第107条の5第3項において読み替えて準用する法第103条第10項の規定に基づく自動車等の運転禁止の期間の短縮（以下「処分期間の短縮」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 準拠

講習の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### 1 短期講習

処分期間が40日未満の者に対する講習をいう。

#### 2 中期講習

処分期間が40日以上90日未満の者に対する講習をいう。

#### 3 長期講習

処分期間が90日以上180日以下の者に対する講習をいう。

### 第4 講習の委託

講習を委託する場合は、府令第38条の3に規定する基準に適合する者に限定して行うこととし、講習の水準が維持され適正に実施されるよう常時指導するものとする。

### 第5 講習実施上の留意事項

#### 1 講習指導員

講習指導員（以下「指導員」という。）は、適格性を有し交通部長が別に定める資格要件を満たす者をもって充てるものとし、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が承認するものとする。

#### 2 講習の実施区分

講習は、原則として前記第3に掲げる講習の区分別に行うものとする。

#### 3 講習実施日

講習は、次の表に掲げる時間及び日数により事前予約制で実施するものとし、受講者の利便性を考慮して講習実施日を事前に計画するものとする。

--	--	--

実施区分	講習時間	日数
短期講習	6時間	1日間
中期講習	10時間	2日間
長期講習	12時間	2日間

#### 4 学級編成

学級は9人編成、運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）は1グループ3人を原則とし、より効果的かつ効率的に実施できるよう適切に指導員を配置するものとする。

なお、免許種別や違反態様に応じた学級編成を原則とし、受講人員その他の理由により、一般学級として合同で実施する場合は指導方法に配慮するものとする。

#### 5 考査の実施

##### (1) 考査の実施要領

考査は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行うものとする。

##### (2) 短縮日数の決定

考査の成績が50パーセント以上の者については、処分期間の短縮日数の基準表（別表。以下「基準表」という。）により処分期間の短縮を行うものとする。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

##### (3) 改善効果評価上の留意点

運転免許課長は、次の行為が認められた場合は、考査成績に係る短縮日数を下回ることができるものとし、基準表の備考に基づき短縮日数を決定するものとする。

- ア 他の受講者の迷惑となる行為
- イ 故意に講習の進行を妨げる行為
- ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

##### (4) 受講後の措置

運転免許課長は、講習を終了した者に講習済証（別記様式）を交付するものとする。

なお、前記(2)の規定による日数短縮の結果、処分期間の終了までいとまがない場合は、運転免許証の備考欄等に必要な措置を講じて運転免許証を返還するものとする。

#### 第6 細目事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は交通部長が定める。

## 別表

処分期間の短縮日数の基準表

受 講 者			考 査 成 績 別 短 縮 日 数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
自動車等の運転の禁止	長期講習	90日	45日	40日	35日
		120日	60日	50日	40日
		150日	70日	60日	50日
		180日	80日	70日	60日
免許の保留	短期講習	39日以下	受講日を除く残り日数	処分日数の80%に当たる日数	処分日数の70%に当たる日数
免許を与えた後における免許の効力の停止	中期講習	40日～89日	処分日数の50%に当たる日数	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数
	長期講習	90日～180日	処分日数の45%に当たる日数	処分日数の40%に当たる日数	処分日数の35%に当たる日数

## 備考

- 1 考查成績の「優」は85%以上の成績と、「良」は70%以上の成績と、「可」は50%以上の成績とする。
- 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考查成績が「優」の者の短縮日数にあつては「良」に係る短縮日数を、「良」の者の短縮日数にあつては「可」に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。

別記様式

## 講 習 済 証

年 月 日

殿

宮城県警察本部長 印

道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する講習を終了し、処分期間を次のとおり短縮したことを証します。

短 縮 日 数

処分満了日

通知書番号

( 整 理 番 号 )

備 考

## 注 意 事 項

あなたの免許証は、この講習済証記載処分満了日の翌日に渡しますから、処分書、講習済証及び印鑑を持参の上、住所地を管轄する警察署に来てください。